

# 船舶交通安全部会の現況について

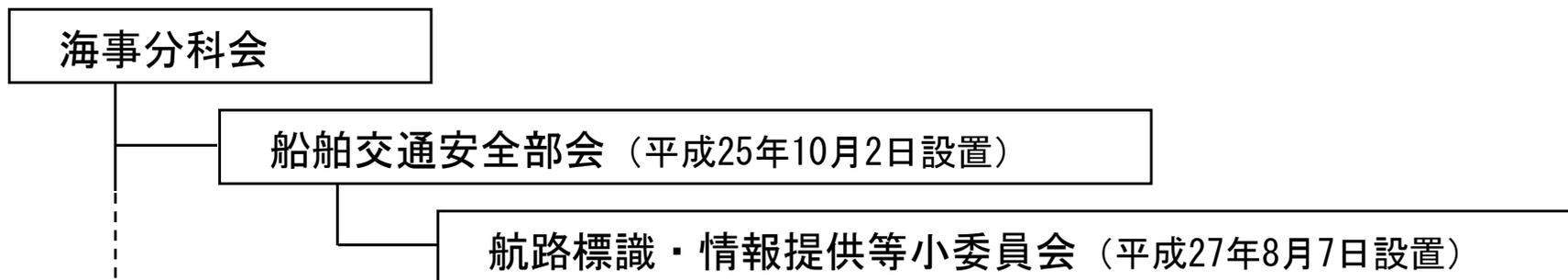
---

海上保安庁  
交通部  
平成29年2月21日

## 目的

船舶交通安全部会は、船舶交通の中期的な安全施策として平成25年10月3日に海事分科会においてとりまとめられた第3次交通ビジョンについて、実施状況の確認及び施策の進め方を検討するほか、長期的な船舶交通施策のあり方を議論する目的で設置された。

## 船舶交通安全部会及び小委員会



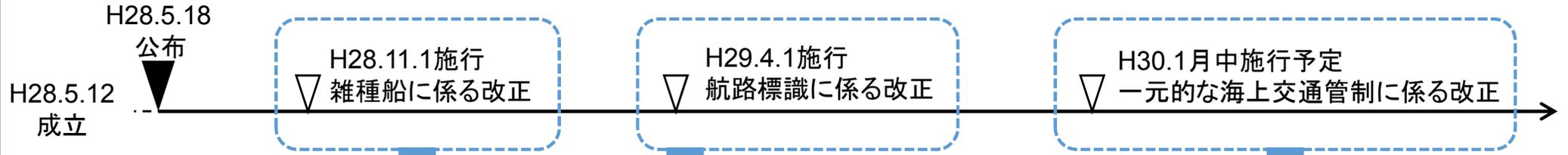
## 審議状況

- 1 船舶交通安全部会（年1回開催）・・・平成29年2月22日開催予定
  - ・平成28年の海難の発生状況の確認
  - ・平成28年度の施策の進捗状況の確認及び平成29年度の実施計画を審議
  - ・航路標識・情報提供等小委員会の審議結果報告
- 2 航路標識・情報提供等小委員会・・・平成27年10月～平成28年12月までに6回開催  
航路標識の適切な整備・管理その他の制度の検討に当たり、運用の考え方等について審議

## 答申（平成28年1月28日）

「船舶交通の安全・安心をめざした第3次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」により、一元的な海上交通管制の構築、航路標識を活用した安全対策の強化、船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策を内容とした新たな制度のあり方が示された。

## 海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成28年法律第42号）のスケジュール



### 港則法の改正

1. 雑種船の名称を「汽艇等」に変更
2. 汽艇の対象範囲を「総トン数20トン未満の汽船」に変更

### 航路標識法の抜本改正

1. 航路標識の設置に係る許可基準の明確化等
2. 航路標識の設置に関する届出制度の創設

※小委員会の審議を踏まえて、省令を改正、告示・ガイドラインを制定



### 海上交通安全法等の改正 (一元的な海上交通管制の構築)

東京湾内における海上交通センターと4つの港内交通管制室を統合のうえ、管制を一元的に実施する体制を構築する

1. 災害発生時の海上交通機能の維持、ダメージの最小化
2. 国際競争力の向上を実現

